

# 議会改革推進会議 第1回会議 次第

日時：令和2年5月25日

午後2時30分～

場所：議事堂大会議室

## 1 開 会

## 2 協議事項

- (1) 令和元年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について
- (2) 令和2年度議会改革に関する行動計画について
- (3) 常任委員会のインターネット録画配信の試行について

## 3 報告事項

広報編集委員会での協議内容について

## 4 その他

## 5 閉 会

### <資料>

- ・資料1 令和元年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について
- ・資料2 令和2年度議会改革に関する行動計画（案）  
令和元年度・令和2年度 行動計画新旧対照表
- ・資料3 常任委員会のインターネット録画配信の試行について

### <参考資料>

- ・議会改革推進会議設置要綱
- ・議会改革推進会議委員名簿

## 令和元年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について

令和2年3月31日現在

| 行動計画の検討等項目                    |  | R 元年度の実施結果・検討結果   |
|-------------------------------|--|---|
| 1 議会基本条例に基づく議会運営              |  | <p>○令和元年6月27日（第1回議会改革推進会議）に、議会改革に関する行動計画を策定した。</p> <p>○令和元年7月4日、議長の下に、広報編集委員会（山本 徹 委員長）を設置し、広報紙の内容等を検討した。</p> <p>○令和2年6月、2種類の広報紙を各1万部程度、試行的に発行、別々の地域に配布し、その効果検証などを行うこととした。</p> <p>・新聞型（「富山県議会だより」、タブロイド版8ページ）<br/> ・雑誌型（「TOYAMA ジャーナナル」、A4版12ページ）<br/> &lt;R2 予算&gt;<br/> 広報紙の発行・効果検証等に要する経費 約820万円</p> |
| 2 住民との情報共有の推進<br>(1) 県議会広報の充実 | <p>定例会の概要等を掲載した広報紙を試行的に発行、配布することとし、その内容、既存媒体のブラッシュアップなども含め、広報のあり方を検討する。</p>  | <p>○令和元年9月6日の経営企画委員会の録画を確認して検討した。</p> <p>○試行的に録画配信し、県民の声も聴きながら、常任委員会の運営について、引き続き検討することとした。</p> <p>&lt;R2 予算&gt;<br/> 録画・配信に要する経費 約64万円</p>  |
| (2) ソーシャルメディア利用等による情報発信       | <p>○常任委員会のインターネット録画配信<br/> 常任委員会のインターネット録画配信を試行できるよう、委員会の運営について検討する。</p>     | <p>○令和元年11月定例会から、本会議や予算特別委員会、決算特別委員会総括質疑について、スマートフォンやタブレット PC 等での視聴を開始した。</p>   |
|                               | <p>○スマートフォンでの情報受信・閲覧<br/> 本会議や予算特別委員会、決算特別委員会総括質疑について、スマートフォンによる視聴を開始する。</p> |   |

| 行動計画の検討等項目  |   | R元年度の実施結果・検討結果 |
|---|---|----------------|
| <p>○県議会ホームページのリニューアル<br/>県議会ホームページを県ホームページに合わせてリニューアルし、高齢者や障害者の方々にも配慮したものである。(令和2年度の公開を目指す。)</p> <p>3 住民参加の取り組み<br/>(1) 議会報告会の試行、大学生・高校生等への主権者としての意識醸成<br/>議会傍聴、県議会議員との意見交換会を政策テーマを設定して実施する。</p> <p>議会報告会を県議会議員との意見交換会や政策討論委員会などと併せて試行する。</p> | <p>○執行部の進捗状況等を確認した。<br/>○広報編集委員会において、議会トップページなどのデザイン、構成、他媒体との連携等を検討し、執行部のスケジュールに合わせてリニューアルを行う。</p> <p>○学生等への出前講座、県民各層との意見交換<br/>R元. 9.5 専門学校富山ビューティカレッジでの県議会出前講座 (30人参加)<br/>R元. 9.12 高校生との意見交換会 (40人参加)<br/>R2. 3.5 (公社)日本青年会議所 北陸信越地区 富山プロジェクト<br/>協議会との意見交換会 (20名参加)【予定】</p> <p>政策テーマ：SDGs推進について(案)</p> <p>○議会報告会<br/>R元. 12.16 産業振興特別委員会の県内視察・富山県西部商工会議所及び商工会員との意見交換会と併せて試行 (18人参加)</p> |                |
| <p>4 新たな機能強化の取り組み<br/>(1) 議会におけるITの活用の検討<br/>ペーパーレス化を目的としたタブレット端末の導入など、議事運営におけるITの活用を検討する。</p>  | <p>○ITを活用したペーパーレス化の取り組みについて必要な調査を行いながら、引き続き研究していくこととした。<br/>(参考) R元. 10.31 先進県(広島県議会)を調査<br/>○ITの活用を引き続き検討する。<br/>(参考)<br/>神奈川県、沖縄県、広島県、東京都、山梨県、岩手県議会で導入済み</p> <p>政策テーマ：働き方改革の取組みについて</p>   |                |

| 行動計画の検討等項目  | R元年度の実施結果・検討結果   |
|---|--|
| <p>(2) 本会議、予算特別委員会における質問・質疑のあり方<br/>           質問機会のあり方についての方向性を議論し、所管する協議の場等へ引き継ぐものとする。</p>                  | <p>○R元年から、6月、9月、11月の定例会における一般質問者数を増やし、また、会派間のバランスを改善したため、しばらく様子を見ることとした。</p>                                     |
| <p>(3) 危機管理対応<br/>           大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方について、昨年度整理した基本的な考え方に基づき他県の事例を調査研究し、その具体的な内容を検討する。</p> | <p>○議会及び議員の役割や対応を明確化した「富山県議会危機管理対応マニュアル」を作成した。</p> <p>○「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）の送受信テストを実施した（令和元年5月7日及び6月14日）。</p> |

## (案)

令和 2 年度 富山県議会 議会改革の取り組み  
【議会改革に関する行動計画】

令和 2 年 5 月 日

## ○趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

## 1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の規定により設置する議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、条例に基づく着実な議会運営を行う。

## 2 住民との情報共有の推進

## (1) 県議会広報の充実

県議会への理解をより深めていただくため、定例会の概要等を掲載した広報紙を試行的に発行、配布し、議長の下に設置した広報編集委員会において、その効果を検証する。また、既存媒体のブラッシュアップなども含め、議会活動に関する広報を効果的に展開する方策について検討する。

## (2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

常任委員会の録画を試行配信し、県民の声も聴きながら、委員会の運営について検討する。

また、県議会ホームページを高齢者や障害者の方々にも配慮したものとするため、県ホームページ（執行部）に合わせてリニューアルに取り組む。

## 3 住民参加の取り組み

(1) 意見交換会、大学生・高校生等への主権者としての意識醸成、議会報告会

議会傍聴、県議会議員との意見交換を政策テーマを設定して実施する。また、議会報告会については、試行結果等を踏まえ他県の実施状況を調査、あり方等を議論し、開催を検討する。

## 4 新たな機能強化の取り組み

## (1) 議会における IT の活用の検討

ペーパーレス化を目的としたタブレット端末の導入など、議事運営における IT の活用を検討する。

## (2) 危機管理対応

令和元年度に作成した「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき行う訓練の具体的な内容や備蓄の必要性などについて検討する。

(3) 仕事と介護、育児との両立・推進

仕事と介護や育児との両立を推進する機運醸成を図るため、令和元年度に富山県議会会議規則を改正し、欠席事由に明記したところであり、欠席が長期に渡る場合の報酬や期末手当の減額等について検討する。

令和元年度 富山県議会 議会改革の取り組み  
【議会改革に関する行動計画】

令和元年6月27日

○趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の規定により設置する議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、条例に基づく着実な議会運営を行う。

2 住民との情報共有の推進

(1) 県議会広報の充実

県議会への理解をより深めていただくため、定例会の概要等を掲載した広報紙を試行的に発行、配布することとし、その内容、既存媒体のブラッシュアップなども含め、広報のあり方を検討するため、議員で構成する広報編集委員会（仮称）を議長の下に設置する。

(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

常任委員会の録画配信を試行できるよう、委員会の運営について検討する。また、本会議や予算特別委員会、決算特別委員会総括質疑について、スマートフォンによる視聴を開始する。

また、県議会ホームページを県ホームページ（執行部）に合わせてリニューアルし、高齢者や障害者の方々にも配慮したものとする。（令和2年度の公開を目指す。）

3 住民参加の取り組み

(1) 議会報告会の試行、大学生・高校生等への主権者としての意識醸成

議会傍聴、県議会議員との意見交換を政策テーマを設定して実施する。また、議会報告会を県議会議員との意見交換会や政策討論委員会などと併せて試行する。

4 新たな機能強化の取り組み

(1) 議会におけるITの活用の検討

ペーパーレス化を目的としたタブレット端末の導入など、議事運営におけるITの活用を検討する。

(2) 本会議、予算特別委員会における質問・質疑のあり方

質問機会のあり方についての方向性を議論し、所管する協議の場等へ引き継ぐものとする。

(3) 危機管理対応

大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方について、昨年度整理した基本的な考え方に基づき他県の事例を調査研究し、その具体的な内容を検討する。

令和2年度 富山県議会 議会改革の取り組み  
【議会改革に関する行動計画】

令和2年 月 日

○趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の規定により設置する議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、条例に基づく着実な議会運営を行う。

2 住民との情報共有の推進

(1) 県議会広報の充実

県議会への理解をより深めていただくため、定例会の概要等を掲載した広報紙を試行的に発行、配布することとし、議長の下に設置した広報編集委員会において、その効果を検証する。また、その内容、既存媒体のブラッシュアップなども含め、議会活動に関する広報のあり方を効果的に展開する方策について検討する。ため、議員で構成する広報編集委員会（仮称）を議長の下に設置する。

(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

常任委員会の録画配信を試行できるよう配信し、県民の声も聴きながら、委員会の運営について検討する。また、本会議や予算特別委員会、決算特別委員会総括質疑について、スマートフォンによる視聴を開始する。

また、県議会ホームページを県ホームページ（執行部）に合わせてリニューアルし、高齢者や障害者の方々にも配慮したものとするため、県ホームページ（執行部）に合わせてリニューアルに取り組む。（令和2年度の公開を目指す。）

3 住民参加の取り組み

(1) 議会報告会の試行意見交換会、大学生・高校生等への主権者としての意識醸成、議会報告会

議会傍聴、県議会議員との意見交換を政策テーマを設定して実施する。また、議会報告会を県議会議員との意見交換会や政策討論委員会などと併せて試行については、試行結果等を踏まえ他県の実施状況を調査、あり方等を議論し、開催を検討する。

4 新たな機能強化の取り組み

(1) 議会におけるITの活用の検討

ペーパーレス化を目的としたタブレット端末の導入など、議事運営におけるITの活用を検討する。

(2) 本会議、予算特別委員会における質問・質疑のあり方

質問機会のあり方についての方向性を議論し、所管する協議の場等へ引き継ぐものとする。

(3) 危機管理対応

大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方について、昨年度整理した基本的な考え方に基づき他県の事例を調査研究し、その具体的な内容を令和元年度に作成した「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき行う訓練の具体的な内容や備蓄の必要性などについて検討する。

(3) 仕事と介護や育児との両立・推進

仕事と介護や育児との両立を推進する機運醸成を図るため、令和元年度に富山県議会会議規則を改正し、欠席事由に明記したところであり、欠席が長期に渡る場合の報酬や期末手当の減額等について検討する。

令和 2 年 5 月 25 日  
議会改革推進会議

## 常任委員会インターネット録画配信の試行について

### 1 試行の内容とスケジュール

| 時期等              |   | 説明                                   |
|------------------|---|--------------------------------------|
| R 2 年<br>6 月 8 日 | 定例会前経営企画委員会を録画、配信<br><br>↑<br>(意見聴取)<br>↓           | ・午後 1 時開会<br>・R1. 9. 6 録画時と同様の申合せで運営 |
| 7 月<br>(8 月)     | 推進会議で検討・検証  | ・運営方法を議論、必要に応じて見直し                   |
| 9 月              | 定例会前経営企画委員会を録画、配信<br><br>↑<br>(意見聴取、<br>ルール検討)<br>↓ | ・R 2 年 7 月 (8 月) 推進会議の議論を踏まえて運営      |
| 1 2 月            | 推進会議で検討・検証  | ・翌年度以降の方向性を議論                        |

### 2 令和 2 年度予算 約 64 万円

<内訳>

録画経費 36 万円 機器調整、録画の経費 18 万円×2 回

配信経費 28 万円 ホームページでの配信費、半年間

## 常任委員会インターネット録画配信に係るルールについて

### ◎ R1.9.6 経営企画委員会の模様を録画

#### <録画時の申し合わせ>

- ・ 議会、議員の品位を保持
- ・ 他については、従前どおり委員長の判断により運営

#### <第3回議会改革推進会議で出された主な意見>

##### ○長時間にわたり質問する者が見られた。

##### → ・ 質問時間について議論するか

##### ・ 視聴者が退屈しないための工夫が必要か。

例えば、「質問は自由」ということを前提とし、インターネット録画配信を契機に委員会での議論が締まったものにするを目的とした目安をつくるか。(正副委員長申し合わせ実行のためのものさしづくり)  
その目安に基づき、委員長の指示を受けて書記がメモ入れする形で運用か。

##### ・ 論点を整理のうえ質疑するという程度の申し合わせを追加か。

##### ○休憩など委員、執行部への配慮を除き、基本的には現状維持。

改善すべきものがあれば、個々の議員の判断に委ねるべき

##### → ・ 県民が視聴していることを考慮し、整備すべきものがあるか

- ・ 質問の重複があったとしても、個々の議員の問題意識、質問の観点や切り口は異なる。表面的な判断は質問権の制約につながるおそれ

#### <今後の方向性（委員長私案）>

運営に関するルールについては、上記のとおり、推進会議における議論が平行線であるため、来年度は、執行部とも調整のうえ、既に設備が整備されている大会議室を使用する経営企画委員会で試行的に録画配信して県民の声も聴きながら継続検討とする。

# 議会改革推進会議設置要綱

平成30年4月24日

改正 令和元年5月17日

(設置目的)

第1条 議会改革及び議会の活性化を推進するため、富山県議会に、富山県議会基本条例(平成30年富山県条例第51号)第14条に規定する議会改革推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 会議は、副議長を含めた議員10名(以下「委員」という。)で構成する。

2 委員の構成は、副議長のほか、自由民主党5名並びに社会民主党、日本共産党、公明党及び会派至誠各1名とする。

3 委員の任期は、議員の任期とする。

4 会議に委員長を置き、委員長は副議長をもって充てる。

5 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員が、委員長の職務を行う。

(届出)

第3条 各会派が委員を所属議員から選出し、又は変更したときは、議長に届け出なければならない。

(招集)

第4条 会議は、委員長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議の議事は、原則として公開とし、会議録を作成する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議で決定する。

(その他)

第8条 議会運営等に関する検討小委員会は休止し、議会活性化の推進に関する検討は引き続き、会議で行う。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

# 議会改革推進会議委員名簿

(会派別、期別順)

委員長 筱岡貞郎

委員 五十嵐務

” 山本徹

” 藤井裕久

” 永森直人

” 川島国

” 井加田まり

” 火爪弘子

” 吉田勉

” 杉本正

(委員長含め10名)